

位

各



平成 29 年 5 月 26 日

代表者名 代表取締役会長兼CEO 小澤 惠二

株式会社JCU

(コード番号:4975 東証第一部)

問合せ先 取締役

常務執行役員経営戦略室長 木村 昌志 (TEL. 03-6895-7004)

# 当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について

会社名

当社は、当初平成20年4月25日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を導入、その後平成20年6月27日開催の当社第48回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続し、直近では平成26年6月27日開催の当社第54回定時株主総会の決議により継続しておりますが(以下「現プラン」といいます。)、その有効期限は、平成29年6月開催予定の第57回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、本日開催されました当社取締役会には社外取締役2名を含む当社取締役11名全員が出席し、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとして、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、基本的には現プランを継続(以下継続後の対応策を「本プラン」といいます。)することを決定しましたのでお知らせいたします。

本プランへの継続につきましては、当社監査役4名(うち3名は社外監査役)はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを前提として、本プランへの継続に賛成する旨の意見を述べております。

なお、平成29年3月31日現在の当社株式の状況は、別紙1のとおりですが、本日現在、当社株式の大規模な買付行為等に関する具体的提案はなされておりません。

本プランの現プランからの主な変更点は以下のとおりです。

①独立委員会の委員を当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役または 社外有識者の中から選任することとし、独立委員会の委員の資格要件に社外取締役であることを 追加いたしました。

②その他、語句の修正、文言の整理等を行いました。

# 1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているものであり、当社株式の大規模な買付行為や買付提案であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模な買付行為や買付提案に応じるか否かの最終判断は、株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大規模買付提案の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

そのため、当社取締役会は、大規模な買付行為や買付提案を行う者が現れた場合は、当該大規模な買付等を行う者に買付の条件ならびに買付後の経営方針および事業計画等に関する必要かつ十分な情報を提供させて、当社取締役会の意見または代替案を含めて、大規模な買付行為や買付提案の内容を検討するために必要な情報や十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様から経営の負託を受けた当社取締役会の責務であると考えております。

## 2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社は、より多くの投資家の皆様に末永く継続して投資いただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取り組みとして、下記(1)の企業理念を掲げ、下記(2)の中期経営計画を実践しております。また、これらと並行して、下記(3)のとおり、コーポレート・ガバナンスの強化、充実に取り組んでおります。

# (1)企業理念

当社は、昭和43年の設立以来、表面処理総合メーカーのリーディングカンパニーを目指し、常に時代の要求に即した研究開発を行い、「薬品と装置」の総合技術によって、めっき工程全般を考慮したお客様の立場に立った提案を続けることで、独自の地位を築いてまいりました。平成15年

9月には、株式会社荏原製作所と米国エンソン社との技術提携契約および合弁契約をMBO方式 により清算し経営的独立を実現いたしました。これによって世界市場へ自由に参入することが可 能となり、以来積極的な海外展開を推し進めてきております。

平成 30 年に創立 50 周年を迎えるにあたり、新・企業理念 "表面処理技術から未来を創造する"を制定いたしました。 私たちは、創業以来、装飾・防錆めっき技術から発展した様々な表面処理技術の提供で、自動車、エレクトロニクスなどの産業の成長を支えてきました。これからも、長年培った知見と研究・開発力で、新たな表面処理技術を追究し、ものづくりを支え、世界中の人々の豊かな生活に貢献します。

なお、これらを実現していくための精神・考え方・姿勢として、従来の企業理念である「熱と誠」の位置づけを変更し、「JCUスピリット」といたしました。当社全ての役員・従業員は、物事に対しては常に「情熱」をもってあたり、人に対しては「誠心誠意」を尽くす、すなわち「熱と誠」の精神をもって日々の仕事に取り組みます。

# (2) 中期経営計画

当社では、経営環境が変化する中、常に市場ニーズを先取りし、技術開発や市場開拓によって 持続的な成長を維持するため、中期経営計画を策定しております。中期経営計画策定の骨子は、 次のとおりです。

- ① 世界の動向から見て、自動車業界とエレクトロニクス業界を成長分野と位置づけ、新規開発商品の市場投入および顧客への営業の世界展開により市場シェアの拡大を図る
- ② 海外における市場シェア向上のため、海外子会社の拡充によりグローバルネットワークの 充実と海外営業の強化を図る
- ③ 市場ニーズを把握し次世代技術の動向を見極めるため、リサーチとマーケティングを強化 し、技術開発の効率化と迅速化および一層の営業サービスの強化を図る
- ④ 従来の湿式(ウェット)表面処理技術に加え、乾式(ドライ)表面処理との融合により、一層高密度化、高付加価値化する市場ニーズに対応する

これらの推進によって、経営資源の効率化や利益の最大化に取り組み、企業価値の持続的向上を図ってまいります。

## (3) コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組み

当社では、法令その他の規範の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する 社会情勢および経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と経営の健全性の向上を図ることによって、企業価値を高めることを経営上の重要な課題としております。その実現のために、株主の 皆様、お客様、従業員、お取引先様、地域社会等、様々なステークホルダーとの良好な関係を築 くとともに、企業規模の拡大に伴い、企業統治に必要な諸機能を一層強化、改善、整備しなが ら、コーポレート・ガバナンスの強化充実と同時に、コンプライアンス経営を徹底し、リスク管 理の観点から、リスクを未然に防止する社内体制システムを構築し、併せて適時に適切な情報開示を行い、経営の透明性を高めてまいりました。

当社の経営機関制度としましては、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況について監督を行う機関として取締役会、監査機関として監査役会があります。取締役会は社外取締役2名を含む11名の取締役で構成されております。監査役会は社外監査役3名を含む4名の監査役で構成されており、業務執行についての適法性、妥当性の監査を行っております。さらに意思決定機関を強化するものとして経営会議を設置しております。加えて、執行役員制度を導入しており、業務執行の迅速化と柔軟な業務執行体制を構築しております。

なお、企業の社会的責任の重要性を認識し、社会の持続可能な発展に貢献するために、4つの CSR方針を定めました。

- ① 研究開発型企業として、よりよい製品・サービスを提供し続けます。
- ② 法令や社会ルールを遵守し、それらを超える社会的な要請にも取り組みます。
- ③ ステークホルダーと適切なコミュニケーションを図り、信頼関係の維持に努めます。
- ④ 経営の透明性を高め、社内の風通しをよくし、公明正大な企業活動を行います。

また、コンプライアンスに関する倫理規範として「行動基準」を定め、周知徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。また、内部及び外部通報制度についても体制を構築し運用しております。

当社は、引き続き上記諸施策の推進により、コーポレート・ガバナンスの強化充実を図り、さらなる当社の企業価値、株主共同の利益の確保・向上に繋げてまいります。

以上当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の 企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・従業員一丸となって取り組んでおり、 これらの取り組みは、上記1.の会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えてお ります。

# 3. 本プランの内容 (会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務 および事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組み)

## (1) 本プランの目的

本プランは、上記1の「会社の支配に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして現プランを継続するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆様が適切な 判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルール に従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の 大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下「大規模買付 ルール」といいます。)を設定し、「会社の支配に関する基本方針」に照らして不適切な者によ って大規模な買付行為が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを本プランとして継続することといたしました。 本プランの概要につきましては、別紙2をご参照ください。

# (2) 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

#### 注1:特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)または、
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2 第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者お よびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

#### 注2:議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)

または、

(ii) 特定株主グループが、注 1 の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合(同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。) の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。) および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3:株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

# (3)独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程(概要につきましては、別紙3をご参照ください。)に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者(注)のいずれかに該当する者の中から選任します。本プラン継続後の独立委員会委員には、現在の独立委員会委員である社外監査役の市川充氏に加え、社外監査役就任予定の笠井成志氏、重田敦史氏が新たに就任する予定です。(略歴につきましては、別紙4をご参照ください。)

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて当社の費用で、独立した第三者である外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家)等の助言を得ることができるものとします。

注: 社外有識者とは、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者をいいます。

#### (4) 大規模買付ルールの概要

# ①大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

なお、意向表明書をはじめ大規模買付者から当社にご提供いただく書面は全て日本語にて 表記していただきます。

- (a) 大規模買付者の名称、住所
- (b) 設立準拠法
- (c) 代表者の氏名
- (d) 国内連絡先
- (e) 提案する大規模買付行為の概要
- (f) 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨および必要に応じ、その内容について公表します。

# ②大規模買付者からの必要情報の提供

当社取締役会は、上記①(a)から(f)までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報(以下「必要情報」といいます。)について記載した書面(以下「必要情報リスト」といいます。)を交付し、大規模買付者には、必要情報リストの記載にしたがい、必要情報を日本語で記載した書面を当社取締役会に提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- (a) 大規模買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者および組合員(ファンドの場合) その他の構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- (b) 大規模買付行為の目的、方法および内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模 買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。)
- (c) 大規模買付行為の当社株式に係る買付対価の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)
- (d) 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的 名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- (e) 大規模買付行為の完了後に想定している当社および当社グループ会社の役員候補(当社および当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- (f) 大規模買付行為の完了後における当社および当社グループ会社の顧客、取引先、従業

員等のステークホルダーと当社および当社グループ会社との関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模 買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的 な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上で、必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要十分な必要情報の全てが大 規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送し、独 立委員会に対して必要情報を提出するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記③の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

#### ③当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円価)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長 60 日間、その他の大規模買付行為の場合は最長 90 日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家)等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

# (5) 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

# ①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

#### ②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模 買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案 を提示する等、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗 措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該 買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断 いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の(a)から(i)までのいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記①で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- (a) 真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で 当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合 (いわゆるグリーンメーラーである場合)
- (b) 当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合
- (c) 当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者やその グループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っ ていると判断される場合
- (d) 当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な

高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式 の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合

- (e) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式の買付を行うことをいいます。) 等、株主の皆様のご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (f) 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件(買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。)が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
- (g) 大規模買付者による買付後の当社の経営方針等が不十分または不適切であるため、当 社又は当社グループ会社の事業の成長性・安定性が阻害され、企業価値ひいては株主 共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- (h) 大規模買付者による支配権獲得により、当社はもとより、当社グループ会社の持続的 な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域関係者その 他の利害関係者との関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の 利益を著しく損なうと判断される場合
- (i) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断 される場合

## ③取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、上記①または②において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙5に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様に本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間(以下「株主検討期間」といいます。)として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがありま

す。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、 当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決す る決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

# 4)大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記(4)①「大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出」の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までの期間(株主検討期間を設ける場合には、取締役会評価期間と株主検討期間のあわせた期間終了までの期間)を大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがいまして、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できる ものとします。

# ⑤ 対抗措置発動の停止等について

上記③において、当社取締役会または株主総会において、具体的な対抗措置を講じることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回もしくは変更を行う等対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当の中止、新株予約権無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による新株予約権の無償取得(当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅します。)の方法により対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令および当社が上場する金融商品取 引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

# (6) 本プランによる株主の皆様に与える影響等

# ①大規模買付ルールが株主の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かをご判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保につながるものと考えます。したがいまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切なご判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。なお、上記(5)において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか

なお、上記(5)において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか 否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におか れましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

# ②対抗措置発動時に株主の皆様に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす等当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断されるときには、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様(大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらす等当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従って適時・適切に開示します。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を実施する場合には、株主の皆様は 引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の 手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新 株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続 は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対 し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提 出を求めることがあります。 なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大 規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前 日までに、新株予約権の割当を中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付すること なく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当該新株予約権の 無償割当を受けるべき株主が確定した後(権利落ち日以降)に1株当たりの株式の価値の希 釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動によ り相応の損害を被る可能性があります。

# (7) 本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、本株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は平成32年6月30日までに開催予定の当社第60回定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株 主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プラン を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに公表します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が 上場する金融商品取引所の上場規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反 映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、 株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

# 4. 本プランの合理性について (本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

# (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も

踏まえたものとなっております。

# (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記3. (1)「本プランの目的」のとおり、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

# (3) 株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様の意思を問う予定であり、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する 旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご 意向が反映されます。

## (4)独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記3.(5)「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

## (5) デッドハンド型買収防衛策およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって 廃止することが可能です。したがいまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役 会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年と定めているため、本プランは、スローハンド型買収防衛 策(取締役の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買 収防衛策)でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件 の加重をしておりません。

以上

# 当社株式の状況(平成 29 年 3 年 31 日現在)

発行可能株式総数
2. 発行済株式総数
7,054,800 株

3. 株主数 4,719名(単元株主数、自己株除く)

4. 大株主 (上位 10 名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	比率(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	579	8. 33
日本パーカライジング株式会社	227	3. 26
日本高純度化学株式会社	220	3. 16
荏原実業株式会社	200	2.87
株式会社スイレイ	200	2.87
JP MORGAN CHASE BANK 380634	197	2.84
日本化学産業株式会社	186	2. 67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	169	2. 43
神谷理研株式会社	160	2. 30
栄電子工業株式会社	160	2. 30

# 本プランの概要 大規模買付開始時のフロー

# 大規模買付者 大規模買付ルールを遵守しない場合 大規模買付ルールを遵守した場合 本プランに定めるルールを遵守しない 大規模買付行為の開始 大規模買付ルール 意向表明書が提出されない 大規模買付者から意向表明書の提出 取締役会から必要情報リストの提出 (意向表明書受領日の翌日から10営業日以内) 必要情報が提出されない 大規模買付者から必要情報の提出 取締役会評価期間 必要情報の一部が提出できな い合理的な説明がある場合 最長60日又は最長90日 ・買収提案の評価、検討 評価期間満了前の買付 ・ 代替案の立案 ・大規模買付者との交渉 独立委員会 企業価値ひいて 諮問 諮問 取締役会 は株主共同の利 益を著しく毀損 する場合 発動の判断 株主総会を開催する場合 則 株主検討期間 不 -発動 最長 60 日 の 判 株主総会による株主判断 取締役会による発動の判断 否決 可決 対抗措置不発動 対抗措置の発動 株主の皆様のご判断

(注)本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずし も全ての手続きを示したものではございません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

# 独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を 行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役または社外有識者(実績のある会社経営者、 官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者)のいずれかに該当する 者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・ 独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が 当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置 の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある 事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対 して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひ いては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家)等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会の決議は、出席した委員の過半数をもってこれを行う。

以上

# 独立委員会委員の略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

#### 市川 充(いちかわ みつる)

略歷

平成 4年11月 司法試験合格

平成 7年 3月 弁護士登録 (現任)

平成26年6月 当社社外監査役(現任)

市川充氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、社外監査役市川充氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出て おります。

# 笠井 成志(かさい せいし)

略歷

昭和49年4月 株式会社協和銀行(現 りそな銀行)入社

平成 10 年 11 月 株式会社あさひ銀行(現 りそな銀行)本店営業部営業第一部長

平成13年4月 クラリオン株式会社、経理本部担当本部長

平成13年6月同社 取締役、経理本部長

平成 18 年 6 月 同社 経営推進本部担当本部長

平成21年4月同社経営推進本部長

平成22年6月同社 取締役、経営推進本部長、欧州地域担当 他

平成24年4月同社 取締役、CSR担当

平成24年6月同社 常勤監査役

平成28年6月同社取締役、監査委員長(常勤)(現任)

笠井成志氏は当社監査役候補者であり、本株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社 社外監査役として就任予定です。

笠井成志氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

# 重田 敦史(しげた あつし)

略歴

昭和54年4月 株式会社富士銀行(現 みずほ銀行)入社

平成20年4月 株式会社みずほコーポレート銀行(現 みずほ銀行)常務執行役員 営業担当役員 平成 21 年 4月 同社 常務執行役員グローバルトランザクションユニット統括役員 兼 I T・システムグループ統括役員兼事務グループ統括役員

平成22年4月同社理事

平成22年5月株式会社東武百貨店専務取締役

平成23年5月同社代表取締役専務

平成25年4月同社代表取締役社長

平成27年6月 同社 取締役退任

平成27年6月 KYB株式会社補欠監査役(現任)

平成27年6月株式会社東武ホテルマネジメント代表取締役社長(現任)

平成28年3月 東京建物不動産販売株式会社監査役(現任)

重田敦史氏は当社監査役候補者であり、本株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社 社外監査役として就任予定です。

重田敦史氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

以 上

# 新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。) 1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

# 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

#### 3. 株主に割り当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数(ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。)を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

#### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

## 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

# 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が 20%以上の特定株主グループに属する者(ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。)でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、 当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記 6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や 当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を 定めることがある。

以上